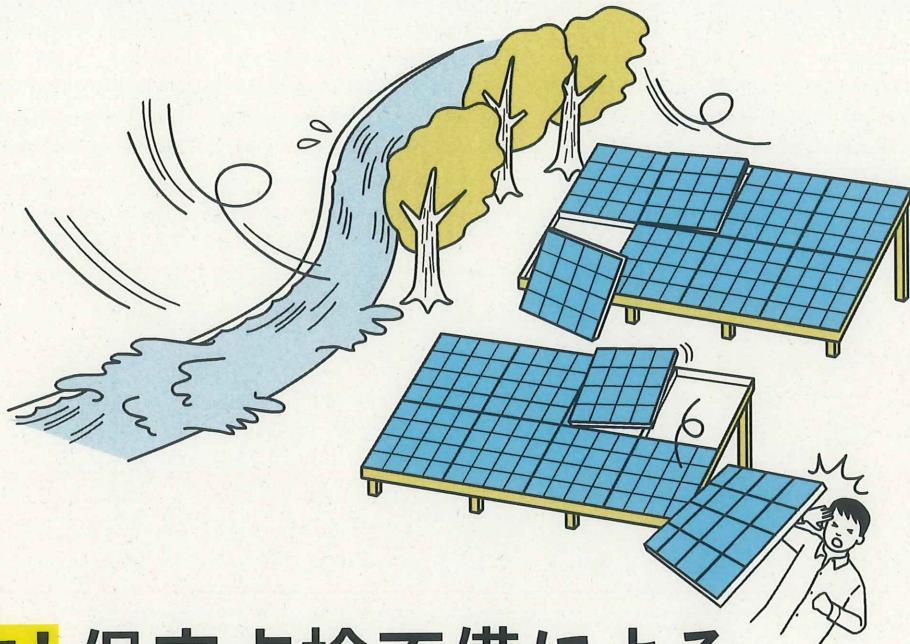




**危険防止**

## 太陽電池発電設備の保守点検の重要性について



### 危険です！保守点検不備による 太陽電池発電設備の重大事故。

近年、強風の際に太陽電池発電設備のパネルが飛散、架台が倒壊するなどの事故が発生しています。なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例も。万が一、他者に被害が及んだ場合には、**刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。**



### 破損したパネルに触れると感電するおそれがあります。

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等に触れると感電の原因となります。

破損したパネルを発見したら、以下の点にご注意ください。

パネルや設備には  
触れない



周囲の方へも注意の  
呼びかけを



施工会社やメーカーに  
対処を依頼



### 被害を未然に防止するために・・

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等を定期的にチェックするなど、適切に維持・管理することが事故の未然防止につながります。

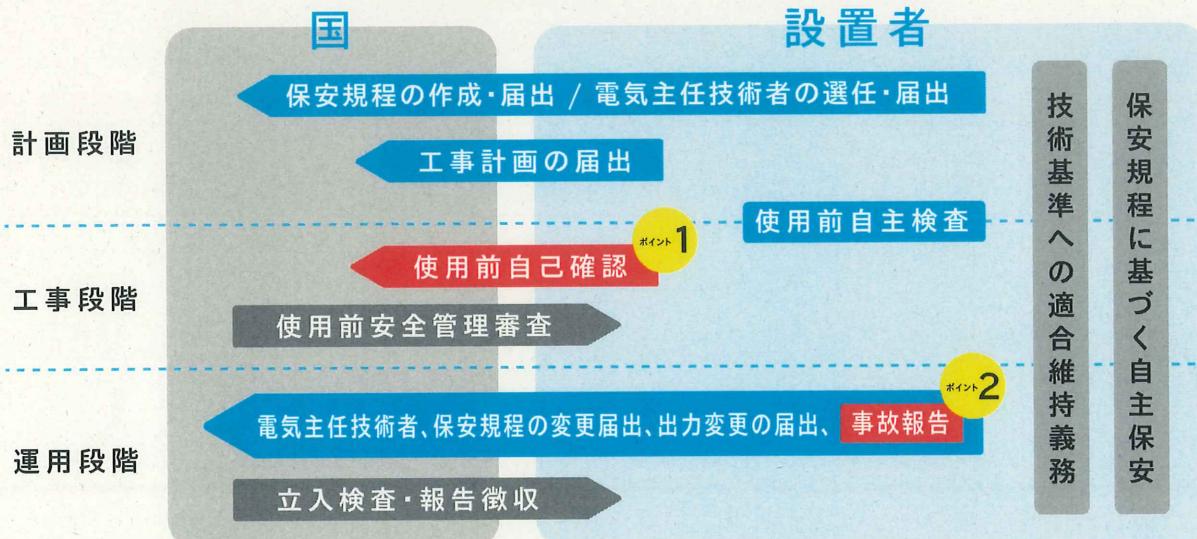
## 自家用電気工作物(出力50kW以上の設備)の設置者の方へ

電気事業法に基づいて事業用電気工作物を設置するためには、保安規程の届出や主任技術者の選任など、安全の確保のための措置をとる必要があります。

### ポイント1 使用前に国に届け出る「使用前自己確認制度」が導入されました。

太陽電池発電設備の設置者自らが、設備が技術基準に適合することを確認した結果を、使用前に国に届け出る義務があります。(出力500kW~2,000kWの設備設置者) ※平成28年11月30日施行(電気事業法51条)

### 太陽電池発電設備の安全規制体系



### ポイント2 事故報告の対象範囲が拡大されました。

今後、以下のような事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡先に報告する義務があります。

1

発電所構外にパネルが飛散した場合

※平成28年4月1日施行

2

一定規模以上のパネルの脱落・飛散が生じた場合  
(例えば、事業用電気工作物クラス50kW=パネル約150枚に相当)

※平成28年9月24日施行(電気関係報告規則第3条)

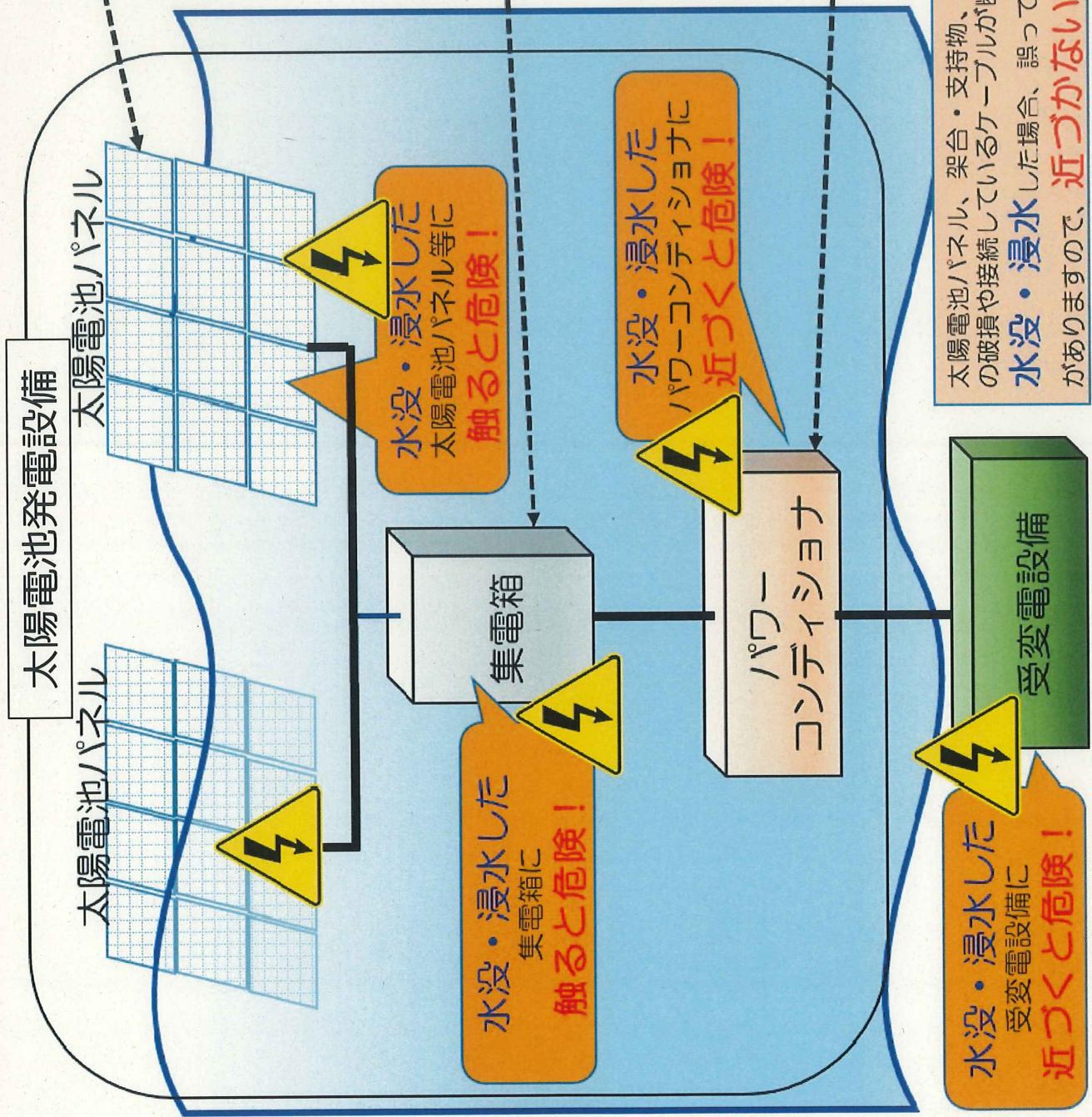
### 産業保安監督部 問い合わせ先

エリア/組織名/電話番号

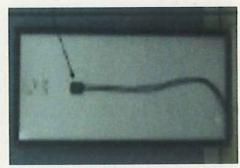
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内線2720
東 北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
関 東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385
中 部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
北 陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580

近 畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
中 国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
四 国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
九 州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖 縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

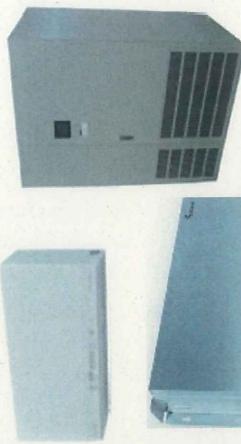
# 水没・浸水した太陽電池発電設備に近づくと非常に危険です。



太陽電池モジュールの裏面の例  
(端子ボックスなど)



集電箱（概観・取付けの例）



パワーコンディショナの例

太陽電池パネル、架台・支持物、接続箱、パワーコンディショナの破損や接続しているケーブルが断線していることがあります。水没・浸水した場合、誤って接触すると感電するおそれがありますので、近づかないで下さい！

# 一般用電気工作物(出力50kW未満の設備)の設置者の方へ

電気工作物の施工業者を選ぶ際は、まず「登録電気工事業者」の標識を掲げているかを確認しましょう。また、設置者は省令に定められた技術基準に適合していることに関して保安責任がありますのでご注意ください。

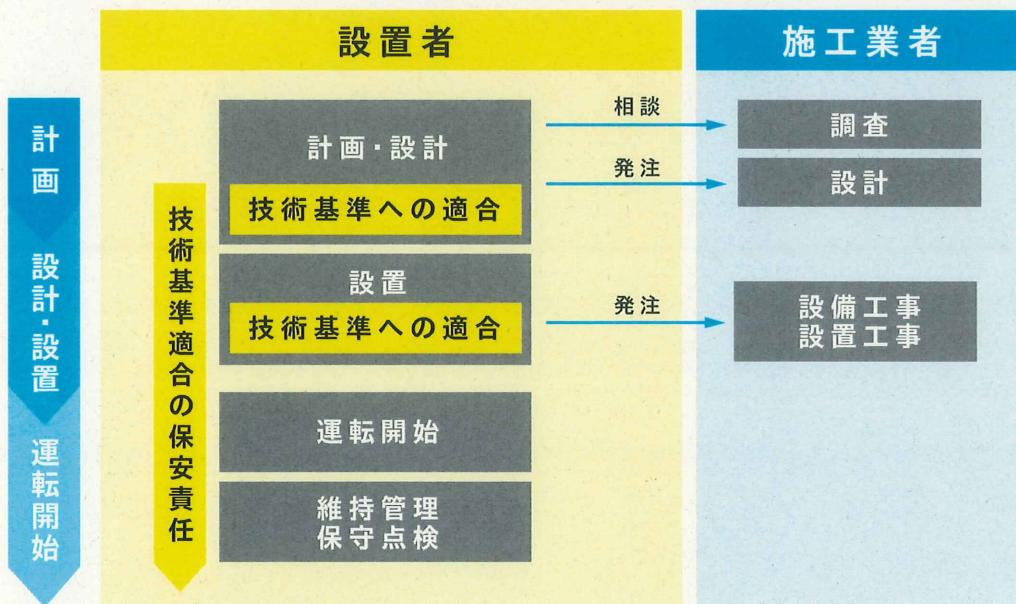
【登録電気工事業者の標識の例】

登録電気工事業者登録票	
登録番号	東京都知事登録第〇〇〇〇号
登録の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇電気
代表者の氏名	東京 ○太郎
営業所の名称	株式会社〇〇電気
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	東京 ○次郎

【みなし登録電気工事業者の標識の例】

登録電気工事業者届出済票	
届出先	東京都知事届出第〇〇〇〇号
届出の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇電気
代表者の氏名	東京 ○太郎
営業所の名称	株式会社〇〇電気
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	東京 ○次郎

## 電気工作物の運転開始までの流れ



### 【技術基準への適合について】 技術基準の要件

- 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること
- 他の電気的設備等の機能に電気的又は磁気的な傷害を与えないようにすること
- 電気工作物の損壊により、一般送配電事業者に係る電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること

### この資料に関するお問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課 (TEL 03-3501-1742)